

移動できる仮設便所のし尿収集申込における同意書

- 1 仮設便所の設置場所（収集場所）及び使用場所は、名古屋市内であること。
- 2 し尿が入ったままである仮設便所を移動することができるのは、当該仮設便所を使用した者であること。  
（注1）使用した者には、法人を含みます。  
（注2）使用した者以外の者が移動した場合、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条違反となるおそれがあります。
- 3 名古屋市から使用場所についての地図等の提出を求められた場合、速やかに提出すること。

私は、以上を遵守することに同意した上で、し尿収集を申請します。

年 月 日

（法人名）

（担当者）

※仮設便所の設置場所（収集場所）と使用場所が異なる場合は、し尿収集申込書の仮設便所設置場所に使用場所も記入すること。